

平成 29 年 4 月号

## 在留資格「介護」の創設

平成 28 年 11 月 18 日に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が成立し、介護福祉士の資格を有する外国人が介護施設等との契約に基づいて介護（又は介護の指導）の業務に従事するための在留資格が創設されることとなりました。

在留資格「介護」の対象者は、日本の介護福祉士養成施設（都道府県知事が指定する専門学校等）を卒業し、介護福祉士の資格を取得した方です。

典型的な流れ

### 在留資格【留学】

- 1.外国人留学生として入国
- 2.介護福祉士養成施設で修学（2年以上）
- 3.介護福祉士の国家資格取得（注1）

（注1）平成 29 年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となります。ただし、平成 33 年度までの卒業生には卒業後 5 年間の経過措置が設けられています。



### 在留資格【介護】

- 1.在留資格変更「留学」→「介護」（注2）
- 2.介護福祉士として業務従事（注3）

（注2）一旦帰国した上で、「介護」の在留資格で新規入国することも可能です。

（注3）在留状況に問題がなければ、在留期間の更新が可能であり、その更新回数に制限はありません。配偶者及び子が「家族滞在」の在留資格で在留することも可能です。

在留資格「介護」の創設に係る規定については、公布の日から起算して1年以内に施行予定のところ、平成 29 年 4 月から、施行日までの間、下記のとおり特例措置を実施することとなりました。

#### 1) 特例措置の内容

平成 29 年 4 月から施行日までの間に、介護又は介護の指導を行う業務（在留資格「介護」に該当する活動）を開始しようとする外国人から、在留資格変更許可申請又は上陸申請があった場合には、在留資格「特定活動」（告示外）を許可することにより、介護福祉士として就労することを認める。

#### 2) 対象者

施行日までに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 39 条第 1 号から第 3 号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設等」という。）を卒業する者及び既に介護福祉士養成施設等を卒業した者

## 外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリーブ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）  
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>